

表 2 - 3 - 1 大気汚染防止法に定める一般粉じん発生施設

No	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t / 日以上
2	鉱物又は土石の堆積場	面積が1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が75kW以上
5	ふるい	原動機の定格出力が15kW以上

表 2 - 3 - 2 大気汚染防止法に定める特定粉じん発生施設

No	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7kW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2kW以上
5	研摩機	
6	切削用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス	
9	穿孔機	

(備考) 石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと密閉式のものを除く。